

第 50 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2016 年 12 月 11 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

- | |
|---|
| 1. 神戸大学、一部の非常勤講師の 5 年雇止め回避へ p.1~2 |
| 2. 東北大学職員大量雇止め問題で院内集会 p.2 3. 組合学習会開催 p.2~3 |
| 4. 立命館大学定期団交結果 p.3 5. 関西学院大学と「確認書」、雇用継続の提案 p.3~4 |
| 6. 冬季カンパのお願い p.4 |

神戸大学、2013 年 3 月 31 日から継続雇用の非常勤講師の 5 年雇い止め回避へ！

8 月 5 日首都圏大学非常勤講師組合との神戸大学共同団交の後、11 月 1 日に 2 回目の共同団交を行いました。大学は全学共通授業科目のドイツ語等の「2017 年度（平成 29 年度）出講についてのアンケート調査」で非常勤講師に「通年」担当か「半期」担当かの選択を強制し、更に平成 28 年 9 月 29 日付通知「非常勤講師の雇用制度について」で、「通年」選択の非常勤講師の契約更新 5 年上限による雇い止めと「直近に終了した有期労働契約以降に、神戸大学で雇用されていない期間が 6 ヶ月以上ある場合、契約期間の通算がリセット（クーリング）され、新たに有期労働契約を結ぶことはあり得ますが、お約束することはできません。」旨を通告しました。この「通年」か「半期」かの選択強制は、厚労省サイトにある「労働契約法改正のあらまし」5 ページに記載の「無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換権を放棄させることはできません（法の趣旨から、その

ような意思表示は無効と解されます)。」に限りなく近い対応で脱法行為ですので、共同団交では、上記通知とアンケートの撤回、この問題に関する説明会の開催と非常勤講師への陳謝を求めました。大学はこの問題で合理的な説明ができませんでした。さらに両組合は 11 月 17 日付回答要求書で、「3. 2017 年度に通年契約を選択する非常勤講師と同様に半年契約選択の非常勤講師もクーリング期間と見なさず雇用継続扱いにすること、4. 2004 年法人化以前から勤務する非常勤講師と非常勤職員への契約更新 5 年上限規定の適用に関し前者だけが適用を受ける理由開示、5. 2013 年からの諸般の事情の変化を考慮し契約更新 5 年上限規定の撤廃」を検討することを求めました。

大学は 11 月 30 日付回答で 5 については「現行の 5 年を上限とする制度は引き続き運用して参ります。ただし、『大学が特に必要と認める者』として、5 年を超えて雇用する方について制度整備を検討いたします。

なお、改正規則施行前の平成 25 年 3 月 31 日(学期の区分により退職日が異なる場合は当該日を含みます。)に在籍する非常勤講師で平成 25 年 4 月 1 日(学期の区分により採用日が異なる場合は当該日を含みます。)以降引き続き在籍する者は、教育の質保証の確認行為を経て、任期の制限は設けないことと

します。また、これらの方々については、平成 29 年度の雇用契約は、半期契約の非常勤講師の方でも、クーリング期間とみなさず雇用継続扱いとします。」と回答し、2013 年 3 月 31 日から継続雇用の非常勤講師の 5 年雇

い止め回避を示唆しました。
(文責：新屋敷)

東北大学職員大量雇止め問題で院内集会

東北大学非常勤職員 5 年雇止め問題院内集会在 10 月 11 日に参議院議員会館で開催され、主催の首都圏大学非常勤講師組合・東北非正規教職員組合・全大教や関係組合、超党派議員が参加しました。関西圏組合からは委員長の新屋敷が参加し、神戸大学非常勤講師・職員契約更新 5 年上限問題について報告しました。

2016 年 8 月 5 日の首都圏大学非常勤講師組合との共同団交で大学が契約更新 5 年上限規定の理由として「教育の質の保証の 5

年での確認」と回答したこと、2016 年 9 月 29 日付文書「非常勤講師の雇用制度について」で全学共通授業科目担当の非常勤講師に契約更新 5 年上限と再雇用は約束しない旨を通告する一方、「2017 年度(平成 29 年度)出講についてのアンケート調査」で 2016 年度迄と異なり「通年」か「半期」かの選択を強制し「半期」選択へ誘導するという違法クーリング問題を報告しました。非常に有意義な集会でした。
(文責：新屋敷)

大学非常勤教職員問題で組合学習会開催

10 月 30 日にエルおおさかで「大学非常勤教職員の労働条件を問う」をテーマに組合学習会を開催しました。首都圏組合の志田書記長から神戸大学問題を中心に報告してもらいました。報告趣旨は以下の通りです。

神戸大学 5 年上限問題について①無期転換申込権発生直前に雇止めをすることは、労働契約法 18 条の趣旨に反しており、労働法の研究者も無期転換を回避するために 5 年直前に雇止めすることは、他の正当な理由がない限り、労働契約法 19 条の雇止め法理の下での違法無効になると述べている、また経営側の弁護士も平成 25 年 4 月 1 日時点ですでに継続雇用していた人について 5 年で雇

止めをすることは困難であると言っている、②学長の裁量で一部の人に 5 年以上の契約が可能とし、一部の人だけ救済するのは同法の趣旨に反し、公序良俗違反である、③クーリング問題について、神戸大学で「通年」か「半期」かの強制選択は、「無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とすることはできない。」(厚労省「労働契約法のあらまし」)に反しており、首都圏の早稲田、法政などの大学では、仮に半期あいてもクーリング期間とはみなさず、雇用継続扱いとすることが確認されている、と述べました。

また、同志社大学が非常勤講師に「大学教員任期法」を適用している問題について、仮

にそうであっても 5 年を超えれば無期転換を要求できることは体制側の労働法学者も認めていると紹介しました。

学習会は神戸大学との団体交渉の 2 日前に開催されたこともあり、共同団交を進めるうえで大いに役に立ちました。(文責・江尻)

立命館大学 定期団交結果

10 月 25 日に立命館大学と定期交渉をおこないました。結果は以下の通りです。

[カリキュラム改編]2017 年度、経済学部・情報理工学部では入学定員は増えるが、科目数は精選(減少)する。ただしクラス数は減らさない。2018 年度、国際関係学部でクォーター的運用を考えている。非常勤が担当する場合、契約は科目ごとの契約となるので、契約期間が短い・長いの違いは出てくる。GS(グローバル・スタディ)専攻を増やし、IR(国際関係)専攻を減らす。総コマ数は増える。内容が具体的に決まれば(6月ごろ)組合に連絡する。産業社会学部も 2018、2019 と連続して改編予定。教職課程を重視。具体的な方向性が確定すれば組合に連絡する。2018 年度、食科学部(BKC)で「英語カリキュラム」開設。これは他学部と同じような授業内容。

[賃金アップ]賃金をあげないとは言っていないが、今すぐにはできない。

[退職金] (組合) 退職金制度をつくらないなら採用上限年齢をなしにせよ。(法人) そ

れとこれとは異なる問題。両方とも、ご期待には沿えない。

[私学共済加入] (組合) 法人が加入できると言えば加入できる。検討せよ。(法人) 検討する。

[教養科目人数]教養科目は 400 名を基準とする(上限ではない)。専門科目については上限を定めていない。

[定期試験報告書作成特別手当] 現行「600 名以上で 1 万円」。(組合) せめて 300 名以上とか 400 名以上とかにせよ。(法人) 変更しない。

[祝日講義日の託児所] (組合) 託児料(1 時間ごとに 1000 円)を無料にせよ。(法人) 検討する。*後日、全額返金となった。

なお、今年から導入されている授業担当講師制度に反対する立場から、当組合と「ぼちぼち」・GU とが連名で質問書を提出したが、回答は「変更なし」であった。これについてはあらためて法人の回答と組合の見解を発表する予定。(文責・長澤)

関西学院大学と「確認書」、雇用継続の提案

3 月 30 日に関西学院大学の社会学部の英語の非常勤講師の大量雇止め問題について団体交渉をおこないました。その後、この問題についての確認書について相互に検討してきましたが、9 月 16 日に次のような「確認書」を交わしました。①2017 年度で雇止めになる A 組合員に対し大学は、引き続き雇

用が維持されることを他学部を含めて努力する。②2017 年度で雇止めになる社会学部の他の非常勤講師についても雇用継続されるよう同様の努力をする。③やむを得ない理由で雇止めにする場合は当該非常勤講師に対してできるだけ丁寧な説明をおこなう。

この確認書に基づき 2 人の組合員に対し

次年度の雇用継続について大学側から 11 月 28 日に具体的な提案がありました

内容に問題があり 2 人とも現在、どうするか検討中です。(文責・江尻)

冬季カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく 13 年目を迎えようとしています。今年も多数の労働相談が寄せられ対応に大忙しの毎日です。また近年、これまでカンパを寄せていただいていた人たちが大学を定年退職となり組合のカンパ額が減少傾向にあります。組合活動を強化していくには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。(振替口座は 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで (fax 072-695-8031 江尻自宅) で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(—)		
Tel	Fax	Email
専門分野		担当科目
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費: 10000 円/年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円/年)

賛助会費: 1 口 1000 円/年 (3 口以上の協力をお願いします)

